## ＊＊＊移転補䫡について＊＊＊

皆様の土地を新しい場所（換地）へ配置換えさせていただくときに，建物等はその新しい場所に移転 （曳家•再築等）していただくことが必要となる場合があります。

この建物等の移転にあたりましては，各権利者の方々，それぞれの內容などが異なりますので，個別 に協議させていただきますが，原則として皆様自身で建物等の移転を行っていただきます。
その際移転していただくための費用（建物移転料等）をお支払いすることになりますが，この費用のこと を補償金といいます。その流れは $~$ 次のとおりですので，皆様方のご理解とご劦力をお願しいたします。移転補償の流れ


## ＊

## 建築行為等の制限があります

事業地区内で土地の切り盛り及び建築の新築•増改築を行う場合は，知事の許可が必要となりますの で，あらかじめ当事務所とご相談ください。「行為許可申請書」を提出していただきます。

## 権利変動届けについて

土地を売買•相続等により所有権を移転した場合は，登記簿謄本を添付して，「権利変動届出書」を提出してください。また，借地権等の権利に変動が生じた場合にも提出してください。

## 事務所からのお願い

＊事業地区内各所で工事のため，切り廻し道路が多くなっております。安全対策については十分配慮 しておりますが，皆様方におかれましても，通行に際しましてはご注意をお願いいたします。
＊最近事業地区内において，不法投葉が多く見受けられるようになってきました。当所職員も随時見回りなどし，監視しているところですが不法投亲は後を絶ちません。皆様方におかれまして不審者，不法投棄車両など見かけましたら当事務所に通報してくださるようお願いいたします。


## （0）

土地区画整理事業について，ご不明な点等があり ましたら，お気軽にご相談ください。
※第三者からの問い合わせについては，個人情報保護のため，権利者の委任状の提示をお願いします。

木地区換地課（換地等に関すること）
『゚04－7150－4501
管理移転課（補倠等に関すること） R04－7150－4502
木地区工務課（工事等に関すること）
木地区工務課（工事等に関すること）
（804－7150－4503


【新しい事務所に隣接する南流山 3 号公園（カエル公園）】


## 第2回雷議会が開催されました

第2回流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理䆺議会が，平成18年11月1日（水）流山区画整理事務所で開催されました。

議案は「仮換地指定について」の諮問です。
《審議の内容は以下のとおりです》
今回の仮換地指定の診問範囲は，図面の赤伜で囲まれた3つのブロックですが，主に都市計画道路木南流山線及び都市計画道路木流山線の整備に伴うもので，道路上の家屋の移転及び移転先の造成工事に かかる土地について，31件の仮換地指定の諮問をいたしま した。

審議会からは「承認する」旨の答申を頂きました。

その他，「平成18年度工事 の概要」について事務局から説明があり，また，流山市か 5は「流山グリーソチェーン戦略」について説明がありま
した。


## 平成18年㢄エ事の框要につついて

昨年度に引き続き，右岸調整池の整備工事や5 工区の宅地造成工事，道路舗装工事を行 います。

また，都市計画道路の整備に関連して，家屋の移転先となる宅地造成工事や地区内の雨水排水する上で必要となる調整池の整備を先行して行うため，神明堀に仮設橋梁を架け，新たに左岸調整池の整備や宅地造成工事に着手いたします。
なお，事業の展開上，どうしても中断移転をお願いしなければならない方々の仮住まい住宅を右岸調整池南側の 4 号街区公園予定地に建設します。


